

ハンセン病者に対する寺院の救済の特性に関する研究

○仲田 勝美（岡崎女子短期大学）

ハンセン病者らの支援において、宗教思想（教化）による救済がなされてきた歴史がある。それはどのような人々にも平等に与えられるものであり、更に言えば困難な状況にある人々に、より強くその役割が発揮されるべきであろう。それは、困窮した人々への支援といった、生存権保障を命題としている社会福祉において共通点を有していると言えるだろう。そのような本質的に共通した命題を有する宗教団体に属した寺院が、差別に苦しむハンセン病患者に向けてどのような支援を展開していたのか、またその特性はどのようなものであったのかについて、検証することはこれからの社会福祉のあり方の本質論を検討する上で、意義があると考えられる。このような問題意識から、本研究では、ハンセン病者に対する寺院の救済の特性について、検証することを目的とする。

Key Words : ハンセン病 救済と排除 らい病妙薬

1. 研究の背景と目的

1907（明治40）年、「癩予防ニ関スル件（法律第十一号）」が公布される。その2年後に、全国5つの公立の療養所が設立される。この法律では、浮浪患者を対象とした隔離収容という性格のものであった。1931（昭和6）年には、「癩予防法」が公布、同時に「癩根絶20年計画」が示され、公立療養所の国有化、更には国立の療養所の設立をし、在宅療養患者をも強制収容することとなった。この法律では、全国のハンセン病患者の隔離収容を見据えたものであり、そのため、行政権限を強化し、強制入所を推し進める条文が新たに加えられている。つまり隔離収容政策の先にあるものはハンセン病者の「根絶」であるのだ。その後、1953（昭和28）年に、「らい予防法」と改称され、日本国憲法による生存権保障が提示される時代においても、なお引き続き国家主導の絶対隔離主義政策は保持されていった。そして時代は流れ、1996（平成8）年、「らい予防法の廃止に関する法律」により、廃止に至ることとなった。そして2001（平成13）年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」により、回復者や遺族に補償金が支払われることとなった。また2019（令和1）年、元ハンセン病患者家族への損害賠償を認める判断がなされた。この約1世紀におよぶハンセン病患者らが置かれていた状況は、彼らの人生や尊厳が国家により収奪された負の歴史である。

絶対隔離主義が合法化される状況が社会の中で広く国民の意識の中にハンセン病患者への間違った認識の広まりと定着がされていった。それは人々が「無癩県運動」による患者のあぶり出し

（患者手記には「患者狩り」とも記されていた）に加担していった歴史からも明らかである。そのような相互監視が常態化していた時代において、宗教団体そしてそれに属する寺院が果たすべき役割は大きなものであった。その理由に宗教思想（教化）による救済が本質的な命題として存在しており、それはどのような人々にも平等に与えられるものであり、更に言えば困難な状況にある人々により強くその役割が発揮されるべきであることからである。それは、困窮した人々への支援といった、生存権保障を命題としている社会福祉において共通点を有していると言えるだろう。そのような本質的に共通した命題を有する宗教団体が、差別に苦しむハンセン病患者に向けてどのような支援を展開していたのか、またその特性はどのようなものであったのかについて、検証することはこれからの社会福祉のあり方の本質論を検討する上で、意義があると考えられる。このような問題意識から、本研究では、ハンセン病者に対する寺院の救済の特性について、検証することを目的とする。

2. 研究の方法

（1）調査方法

ハンセン病者らを支援したことが知られている円周寺、大乘山法音寺の関係者ら（現任職、事務長等）へのインタビュー調査を実施した。また文献により支援が明らかとされている蓮照寺について、その内容を手がかりにまとめた。C寺院については、東本願寺開放運動推進本部委員の雨森氏から情報提供してもらい、電話による調査を実施した。

(2) 調査期間

2018年5月14日(円周寺)、5月26日(大乘山法音寺)にインタビュー調査を実施。その他の寺院については、2018年6月～2019年5月の間で実施。

(3) 倫理的配慮

本研究での研究対象者には、あらかじめ研究趣旨を説明し了承を得た。知り得た情報・データについては本研究以外では使用しない旨を伝えた。また、C寺院については、雨森氏からの情報提供を基に、電話による聞き取りを行った際に、情報の開示について、了解が得られた。しかし、住職の高齢化や、その後の対応等を鑑みた時に、筆者が配慮の必要性を認識したため、匿名とした。

3. 調査結果—救済の実際—

(1) 円周寺(真宗大谷派)の場合

江戸時代の終わりごろ、荒れ寺であった円周寺に尾張藩の下級武士であった小笠原啓賽が入寺し、再興した。啓賽は若いころ、尾張藩医の浅井薫太郎から漢方医学を学び、高野長英の高弟山崎玄庵から蘭方医術の強い影響を受けたとされている。山崎はシーボルトの直弟子の一人で、19世紀の前半に起きた「シーボルト事件」により、幕府からの追跡を逃れていた。その際、啓賽は円周寺に百有余日に渡りかくまっていた。その時ハンセン病、梅毒、淋病などの施術を授かった。それが「らい病妙薬」として浮浪患者らの治療に用いられていた。孫にあたる、ハンセン病絶対隔離政策に立ち向かった小笠原登は「寺の住職であり、村の医者でもあった祖父は浮浪らい者が物をもらいに寺の門前に立つことがあった。しかし少しも嫌な顔をせず、治療し食事もふるまった。なかには寺男として住まわせる面倒を見ていたこともあった。私のやっていることはじいさん譲りなのかもしれない」と語っている。それを裏付けるものとして、康実前住職は「境内の一角に専光舎と呼ばれる舎屋がありました。そこでらい患者の人たちが寝泊まりしたり、時には本堂で村の人たちと一緒に碁を打っていたと聞いている」と証言している。また、登は京都大学に修学するまでの少年時代をこの寺で過ごしており、彼のその後のハンセン病観や実践において、多大な影響を与えている。登自身も円周寺において、当時勤めていた豊橋病院では診療できない(許されない)ハンセン病患者の治療、そのために必要な身辺支援を行

っていた。

(2) 大乘山法音寺(日蓮宗)の場合

1909(明治42年1月)年、始祖・杉山辰子が法華経と日蓮主義をもって社会を感化・救済しようと、「仏教感化救済会」を創設された。1932(昭和7年)年、杉山の死去により、村上齋が第2代会長に就任。教団は、教化部門の「財団法人・大乘修養団」と、救済部門の「財団法人・大乘報恩会」とに分けて運営された。1947(昭和22)年、第3代会長の鈴木修一郎が、日蓮宗僧侶として出家・得度。翌年4月、日蓮宗昭徳教会を開堂し、1950(昭和25)年、大乘山法音寺と寺号を公称された。始祖である杉山は、目的を「本会ハ仏教ヲ基礎トシ国民思想ノ善導及ビ感化救済スルヲ以テ目的トス」とし、その具体的な実践として、ハンセン病患者への支援があった。そこには杉山独自の法華経観が背景にあると言われている。それは法華経を信じることは三徳「慈悲・まこと(至誠)・堪忍」の日常生活での実践であるとしている点であり、ランジヤナはこの点について「現在の法音寺系の宗教活動・福祉活動の諸活動の基盤」と述べている。このような思想を背景として、創設時の活動として、貧困児童の養育、被虐待児の保護、貧民の救助並びに施療等の事業を開始する。ハンセン病患者支援では、1915(大正4)年の東洋病院における救済活動にはじまり、1918(大正7)年には静岡県御殿場の神山復生病院に出向し救済に取り組む。この経験から、1928(昭和3)年、生の松原「ハンセン病療養所」の経営を継承し、法華経による「精神治療」と「医療」を併用する必要性に至っている。第2代村上是、杉山と共にこれら事業を行っており、自身が医師であるという経歴から、無償で治療薬を患者らに処方しており、その回復者が、僧侶となっている。

(3) そのほかの寺院

1) C寺(真宗大谷派)の場合

A県B市にあるC寺院(真宗大谷派)では、門前に「らい病妙薬」と記した石柱を構え、処方をしてきた歴史を有している。黒サイの角と鮫皮を原料としたものである。また患者らを一時的に保護するなどの取り組みもあったとされている。

2) 蓮照寺(真宗本願寺派)の場合

福岡県の蓮照寺(真宗本願寺派)において、「らい病治療薬」が製造され販売されていた。全国各地からその薬を求める声に応じ、広く全国に流通していたことが分かっている。